

# 白河市公用車管理システム導入事業公募型プロポーザル実施要領

白河市 総務部 財政課

## 1. 事業目的

この要領は、「白河市公用車管理システム導入事業」の受託者を選定するプロポーザルの実施に関して、必要な事項を定める。

## 2. 事業の概要

- (1) 名 称 白河市公用車管理システム導入事業
- (2) 場 所 白河市役所本庁舎
- (3) 事業内容 仕様書（別紙1）のとおり
- (4) 事業期間 仕様書（別紙1）のとおり
- (5) 提案限度額

令和8年度分限度額 4,070,000円（消費税及び地方消費税を含む）

令和9・10年度分限度額 1,980,000円/年（消費税及び地方消費税を含む）

令和11年度分以降限度額 1,320,000円/年（消費税及び地方消費税を含む）

※上記金額は契約時の予定価格ではなく、提案内容の規模を示す目安であることに留意すること。なお歳入歳出予算案が議決されなかった時又は歳入歳出予算の当該金額に増減額等があった時等、金額（税込み）が変更となる場合がある。

## 3. プロポーザル方式及びその理由

公用車の管理システムについては、実績を有する業者が複数おり、広く提案を受ける必要があることから、「公募型」とする。

## 4. 参加資格

本件に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始、同法第511条の規定に基づく特別清算開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申し立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。
- (5) 本業務を的確に遂行する能力を有し、本業務の円滑な履行ができる体制が整備できること。

## 5. 選定日程

内容	期間等
公募開始	令和8年5月1日（金）
質問受付	令和8年5月1日（金）～5月15日（金）午後5時（必着）
質問回答	令和8年5月20日（水）午後5時までに公表
参加意向表明書提出期限	令和8年5月22日（金）午後5時（必着）
企画提案書等提出期限	令和8年5月27日（水）午後5時（必着）
一次審査（書類審査）結果通知	令和8年6月10日（水）以降 ※予定
二次審査（プレゼンテーション）	令和8年6月17日（水） ※予定
二次審査結果通知	令和8年6月22日（月）以降 ※予定
契約締結	令和8年7月1日（水）以降 ※予定

※ただし、各実施日については事務の都合により変更の可能性あり。

## 6. 参加意向表明書の提出

本件に参加を希望する者は、参加意向表明書（様式1）を次のとおり提出すること。なお、説明会等は実施しない。

- (1) 提出期限 令和8年5月22日（金）午後5時まで
- (2) 提出方法 持参、郵送（必着）、FAX 又は電子メール
- (3) 提出先 白河市総務部財政課  
〒961-8602 福島県白河市八幡小路7番地1  
TEL：0248-28-5504  
FAX：0248-27-2577  
E-mail：zaisei@city.shirakawa.fukushima.jp

## 7. 質疑受付及び回答

本件に参加意向表明を行った者で、本実施要領及び仕様書等に関して不明な点がある場合は、質問書（様式2）を次のとおり提出すること。

- (1) 提出期限 令和8年5月15日（金）午後5時まで
- (2) 提出方法 FAX 又は電子メール
- (3) 提出先 白河市総務部財政課
- (4) 回答期限 令和8年5月20日（水）
- (5) 回答方法 提出された質問は、質問者全員に電子メールで一括回答する。  
また、質問の内容によっては回答しないこともある。

## 8. 企画提案書等の提出

本件に参加意向表明を行った者は、仕様書（別紙1）に基づく企画提案書等を次のとおり提出すること。

- (1) 提出期限 令和8年5月27日（水）午後5時まで
- (2) 提出方法 持参又は郵送（必着）
- (3) 提出先 白河市総務部財政課

- (4) 提出書類 仕様書（別紙1）のとおり
- (5) 提出部数 各7部（正本1部、写6部）

9. 企画提案の審査方法

白河市公用車管理システム導入事業プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設け、企画提案書の評価及び候補者の決定のため、審査委員5名がそれぞれ審査基準（別紙2）に基づき審査を行う。

(1) 一次審査（書類審査）

日時 令和8年6月5日（金）予定

内容 審査基準（別紙2）に基づき、企画提案書等の書類審査を行い、評価点数の高い上位3者程度を選考する。

※選考結果は、企画提案書等の提出者（以下「提案者」という。）全てに文書で通知する。

※提案者が3者に満たない場合も書類審査により、二次審査の対象となる提案者の選考を行い、その結果を提案者全てに文書で通知する。

(2) 二次審査（一次審査上位3者によるプレゼンテーション選考）

日時 令和8年6月17日（水）予定

※正式な日時及び場所等は、提案者に対し別途通知する。

内容 審査基準（別紙2）に基づき審査を行い、各委員の一次審査及び二次審査の得点の合計を合算した総合得点の最も高い提案者を契約予定者として決定する。

※点数が同じ場合は、選考委員会の協議により決定する。

[ プレゼンテーションの概要 ]

時間	40分以内 ①提出した企画提案書に基づいた内容説明（30分以内） ②提案書や説明内容に関する質疑応答（10分以内）
出席者	3名以内（本業務に携わる管理責任者及び担当者を含むこと。）
使用機器等	パソコンやプロジェクター等を使用する場合は、事前に事務局へ報告すること。なお、プロジェクター、スクリーン及び電源は市で準備する。
その他	プレゼンテーションに欠席又は遅刻した場合は、辞退したものとみなす。

※選考結果は、令和8年6月22日※予定、二次審査対象者全てに文書で通知する。

その際、審査結果への異議申し立ては受け付けない。

※審査の結果は、白河市ホームページにて公表する。なお、公表する内容は、契約予定者の名称とする。

10. 審査項目及び評価点

審査を行うための評価項目及び配点については以下のとおりとする。

(1) 一次審査

- ・提案者の概要と実績（配点：40点）

- ・企画提案内容（配点：60点）

(2) 二次審査

- ・プレゼンテーション、質疑応答（配点：40点）

- ・企画提案内容（配点：60点）

1.1. 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合には提案者を失格とする。

(1) 提出書類に虚偽の記載がある場合

(2) 提出書類が仕様書に示された条件に適合しない場合

(3) その他、選考委員会が不適格と判断せざるを得ない事由が発生した場合

1.2. 参加の辞退について

プレゼンテーション実施までの間に、提案者の都合により辞退する場合には、持参又は郵送により、辞退届（様式3）を提出すること。なお、辞退は自由であり、辞退による不利益は生じない。

1.3. 契約の締結

(1) 契約予定者から提示された貸付価格及び企画提案の内容を基本に市と協議の上、随意契約を行う。

(2) 契約予定者が参加資格等の要件を満たさないと判明した場合その他の理由により速やかに契約締結が出来ない場合又は契約予定者が契約を辞退した場合は、市は選考委員会の審査結果における次点者と順次協議を行うものとする。

(3) 上記(1)又は(2)における協議が成立した場合、市は速やかに次点者にその旨及び次点者との交渉を行わないことを通知する。

1.4. 留意事項

(1) 一次審査及び二次審査に参加する費用は、全て自己負担とする。

(2) 提出書類で用いる用語は日本語、通貨は日本円とする。

(3) 提出後の企画提案書等の修正は、提出期限内においてのみ可能とする。

(4) 市が本件に関する報告、公表等を必要とする場合は、参加者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。

(5) 提出書類は返却しない。

(6) 提出書類に記載された個人情報、本件に関する事務に限り使用する。

(7) 本件の審査結果に関する一切の事項についての質問、説明請求、意見等は受け付けないものとする。

## 15. 事務局

本件に関する問い合わせ及び書類の提出先は次のとおりとする。

白河市総務部財政課

〒961-8602 福島県白河市八幡小路7番地1

TEL : 0248-28-5504

FAX : 0248-27-2577

E-mail : [zaisei@city.shirakawa.fukushima.jp](mailto:zaisei@city.shirakawa.fukushima.jp)